

サーキュラーフードビジネス促進事業補助金交付要綱

制定 令和5年8月7日付け5産技日第65号

(趣旨)

第1条 この要綱は、輸入加工原料の国産への転換や未利用資源等の効率的な活用による地域循環型の新商品開発を促進するための取組に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「サーキュラーフード」とは、国産の農林水産物や未利用資源等を効率的に活用した循環型社会を目指し開発された食品を指す。
- (2) 「県産食品」とは、みそ、しょう油、酒類、漬物、凍り豆腐、豆腐、寒天、麺類、野菜・果実等の缶詰類、菓子・パン類など県内で製造されている食品とする。
- (3) 「食品関係機関」とは、公益財団法人長野県産業振興機構、一般社団法人長野県食品工業協会、長野県工業技術総合センター食品技術部門とする。

(補助対象事業)

第3条 本事業において補助金の交付の対象は、食品製造業者が必要に応じて食品関係機関の支援を受けながら、県産食品の高付加価値化や健康志向等のマーケットニーズに対応したサーキュラーフードの開発に向けた取組等に資するものとする。

- (1) フードマイレージを意識した国産農林水産物の利用による商品の試作・開発
- (2) 廃棄食材や未利用資源を活用した「食品のアップサイクル」の取組による商品の試作・開発
- (3) 商品化に向けた市場調査・検討・展示会への出展
- (4) 商品開発に向けた技術研修会や製品の評価を行うための取組
- (5) その他、知事が特に認める取組

2 政治的又は宗教的活動及び申請団体の利益を目的とした事業については、交付の対象としない。

(補助事業者)

第4条 本事業において補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、県内に事業所を有する食品製造業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 国税及び地方税に滞納がないこと
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）の規定に基づく暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものでないこと。

(補助対象経費)

第5条 本事業の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費であって、別表に定める経費区分及び内容に該当するものとする。ただし、次の各号に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 消費税及び地方消費税
 - (2) 補助事業者の常用雇用者の人件費（事業を実施するために臨時的に雇用する者に係るものを除く。）
 - (3) 販売目的の物品等又はその原材料の購入費
 - (4) 他の用途に転用可能な汎用的財産の取得費
 - (5) 同一の経費について、別の県補助金又は国若しくは市町村の補助金等の交付を受けるもの
 - (6) この補助金の目的に照らして、交付対象とすることが妥当でないと認められるもの
- 2 補助事業者は、補助事業の実施に必要な物品、役務・サービス等を調達する場合は、可能な限り県産品を活用又は県内事業者へ発注するよう努めなければならない。

（補助率及び補助上限額）

第6条 前条の補助金の補助率は、2分の1以内とする。

- 2 前条の補助金の補助上限額は、50万円以内とする。ただし、補助額は千円単位とし、千円未満は切り捨てること。

（補助対象期間）

第7条 補助対象期間は、交付決定の通知を受けた日からその年度の2月末日までとする。

（事業の実施）

第8条 補助事業者は、事業の実施に当たり、以下を行うこととする。

- (1) サーキュラーフードビジネス促進事業実施計画書（別記様式1号）を作成し、様式第1号により知事と協議を行うものとする。
 - (2) 前号の計画協議には、事業実施計画書と次に掲げる書類を添付して実施するものとする。
 - ア 誓約書（別記様式2号）
 - イ 前号に掲げるもののほか、知事が必要であると認めるもの
- 2 知事は、事業実施計画書の提出を受けた場合は、その内容が次の各号に該当し、その内容が審査の上適切であると認められる場合には、これを承認し、補助事業者に通知するものとする（様式第2号）。
- (1) 事業実施計画の内容が、長野県食品製造業振興ビジョン2.0（令和5年（2023年）3月長野県産業労働部作成）の目的・趣旨等に沿った内容となっていること。
 - (2) 実施計画策定の段階から、食品関係機関のうちいずれかの機関から事業実施及び効果について見解を受けていること。
 - (3) 事業実施が期間内に確実に履行できることかつ、目標達成や地域循環型の商品として効果が認められること。

（補助金の交付申請）

第9条 規則第3条に規定する申請書は、サーキュラーフードビジネス促進事業補助金交付申請書（様式第3号）によるものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) サーキュラーフードビジネス促進事業実施計画書（別記様式1号）

- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの
- 3 補助事業者は、第1項の補助金の交付申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 4 補助金の交付申請をするに当たり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記したサーキュラーフードビジネス促進事業補助金交付決定前着手届（別記様式3号）を知事に提出するものとする。

（交付の条件）

第10条 補助金の交付を決定するに当たっては、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
 - (2) 補助金の交付の対象となる事業について、次のアからエの事由により経費の配分の変更又は事業の内容の変更をしようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更する場合又は交付決定額の変更が必要になる場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
 - ウ 補助事業者の変更
 - エ 補助事業に要する事業費の30%を超える増減
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うとともに、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- 2 前項第2号の規定による知事への承認申請は、次に掲げる申請書によるものとする。
- (1) サーキュラーフードビジネス促進事業変更承認申請書（様式第4号）
 - (2) サーキュラーフードビジネス促進事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）
- 3 第1項第3号の規定により知事の指示を求める場合は、速やかにサーキュラーフードビジネス促進事業遅延等報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 4 第1項に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項については、別に条件を付するものとする。

（交付決定等）

第11条 知事は、第9条に基づき交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行うものとする（様式第7号）。

- 2 前条第2項第1号により変更承認申請書の提出があった場合は、前項に準じて変更承認等を行うものとする（様式第8号）。
- 3 前条第2項第2号により中止（廃止）承認申請書の提出があった場合は、申請書の書類の審査及

び必要に応じて行う現地調査等により、その申請に係る補助事業の状況を確認し、不適當である場合を除き承認するものとする（様式第9号）。

（申請の取下げ）

第12条 規則第7条に規定する申請の取り下げは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内にサーキュラーフードビジネス促進事業補助金交付申請取下書（様式第10号）を知事に提出して行うものとする。

（状況報告）

第13条 規則第10条に規定する状況報告は、知事が必要と認めて指示した場合に、サーキュラーフードビジネス促進事業遂行状況報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第11条第3項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定した年度の3月10日のいずれか早い日までにサーキュラーフードビジネス促進事業実績報告書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) サーキュラーフードビジネス促進事業実績書（別記様式5号）

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要であると認めるもの

3 補助事業者は、第9条第3項ただし書きの規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項第2号に規定する承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする（様式第13号）。

（補助金の交付請求）

第16条 補助事業者は、補助金の精算払又は概算払を受けようとするときは、サーキュラーフードビジネス促進事業補助金交付請求書（様式第14号）又はサーキュラーフードビジネス促進事業補助金概算払請求書（様式15号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、概算払の請求があったときは内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定額の全部又は一部について概算払することができる。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等仕入控除税額が確定した場合には、サーキュラーフードビジネス促進事業補助金に係る消費税及び地方税額の確定に伴う報告書（様式第16

号)により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、第14条第3項の規定に基づき、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額した実績報告に基づき額の確定を受けた場合はこの限りでない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対し当該消費税等仕入控除税額について期限を定めて返還を命ずるものとする。
- 3 前項の規定は、規則第14条第2項の規定により是正措置がなされて報告する場合に準用する。

(その他)

第18条 その他事業の実施上、必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年度事業より適用する。

別表 (第5条関係)

経費区分	内容	
1 謝金	研修会の講師、講演者に対する謝金	
2 賃金	本事業の業務・事務を補助するために臨時的に雇用した者の賃金	
3 旅費	講師等の旅費	
4 使用料及び賃借料	会場及び機材借上げ料、什器、備品等のレンタル・リース料、展示会出展の小間料	
5 通信運搬費	郵便代、運送代、振込手数料	
6 需用費	消耗品費	原材料、副資材、試薬、実験器具、文献図書、事務用品
	備品	商品開発等に係る機械、装置、工具 (50万円未満であって、汎用性のないもの)
7 委託費	試作・加工、成分分析に係る業務	
8 その他	知事が必要と認める経費	

※ 「知事が必要と認める経費」については、予め長野県知事に確認すること。